

3階直結直圧式給水
 直結増圧式給水

条件承諾書

宛て先
 新座市水道事業
 新座市長

年 月 日

給水工事申込者
 住 所
 氏 名
 電話番号

印

設置場所	新 座 市	丁 目	番 号
(建物の名称)			
工事施工者	氏名又は名称		
	電話番号		

3階建直結直圧式給水及び直結増圧式給水について、次のことを承諾いたします。

- 1 3階建直結直圧式給水に関する事項
 直結直圧式給水は、断水や水圧低下の時、受水槽のような貯留機能がないため、水の使用ができなくなることを承知しています。
- 2 直結増圧式給水に関する事項
 - (1) 故障時の対応
 - ア 停電や故障により増圧給水設備が停止したとき、又は水圧低下により一時的な取水不良が発生したときは、直結給水栓を使用します。
 - イ 直結増圧式給水は、断水や水圧低下のとき、受水槽のような貯留機能がないため水の使用ができなくなることを承知しています。
 - (2) 定期点検
 増圧給水設備及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、使用者の費用で1年に1回以上の定期点検を行うとともに、必要となる修繕を行います。
- 3 3階建直結直圧式給水及び直結増圧式給水に共通する事項
 - (1) 損害賠償
 直結直圧式給水及び直結増圧式給水に起因して、逆流又は漏水が発生し、新座市水道事業及び他の使用者等に損害を与えた場合は、責任を持って補償します。
 - (2) 管理人等の継承
 所有者又は管理人を変更するときは、変更後の所有者又は管理人にこの装置が条件付であることを熟知させます。
 なお、部屋の賃貸をするときは、本給水装置が条件付であることを関係者に熟知させます。
 - (3) 既設給水管の使用責任
 既設給水管の使用により、直結直圧式給水又は直結増圧式給水とした場合は、これに起因する漏水及び赤水等が発生したときは、配管の布設替え等を所有者又は使用者の責任において行うこととし、新座市水道事業の指示に従い速やかに改善いたします。
 - (4) 水道メーターの管理
 水道メーターは、計量及び交換に支障のないように維持管理します。
 なお、支障が生じた場合は、新座市水道事業の指示に従い、所有者又は使用者の費用で速やかに改善いたします。
 - (5) 水道メーター交換及び工事等による断水
 計量法に基づく水道メーターの交換及び水道メーターの異常等による交換、並びに工事等による断水には、新座市水道事業に協力することを承諾します。
 - (6) 条例及び規則の遵守
 上記各項のほか、取り扱い上必要な事項については、新座市水道事業給水条例及び規則、施工基準等を遵守して施行いたします。
 - (7) 紛争の解決
 上記各項の条件を使用者に周知徹底させ、直結直圧式給水又は直結増圧式給水に起因する紛争等については、当事者間で解決し、新座市水道事業には一切迷惑をかけません。